

### 1. 若手デジタルについて

- COI 各拠点の「目指すべき将来の姿」（拠点ビジョン）の実現に向け、社会実装に向けた研究開発を加速するうえで、近年発展の著しい「デジタル分野」関連技術との連携、その活用が大変有効であり、政府の掲げる「Society5.0」の実現にも寄与することが期待されます。
- そこで、AI/IoT 等 Society5.0 関連分野（デジタル分野）との連携・活用を特に若手研究者の力によって推進するため、当該分野に特化した新たな支援メニュー【若手デジタル連携研究】を開始します。これは、各 COI 拠点における取り組みとデジタル分野を掛け合わせた連携研究を推進するものです。
- 今回は、【若手デジタル連携研究】の構想・計画を立案していただくための、小規模な調査研究（FS）について申請を受け付けます。
- 次世代を担うプロジェクトメンバーの積極的な申請を期待します。

### 2. 若手デジタル 提案募集の概要

タイプ	新設 若手デジタル (FS)	新設 若手デジタル連携研究 (案)
概要	各拠点の「目指すべき将来の姿」から導出される出口像と AI、IoT 等 Society5.0 関連分野（デジタル分野）を掛け合わせた連携研究への応募に向けた調査を実施。 海外・国内の大学・研究機関・企業など連携候補を調査しデジタル分野の連携研究構想を企画。	各拠点の「目指すべき将来の姿」から導出される出口像と AI、IoT 等 Society5.0 関連分野（デジタル分野）を掛け合わせた連携研究を推進。 デジタル分野での人材育成や社会実装を加速する上で、海外機関（大学・企業等）や国内企業との連携を特に推奨。 <b>原則として、初年度中に、連携候補と調整し連携先を決定（契約等の締結）した上で、翌年度まで研究開発を実施。</b>
提案者	海外機関（大学・企業等）や国内大学・企業等との連携を企画する イ) 若手研究者単独 ロ) 拠点間連携又は拠点外機関連携による若手研究者チーム	海外機関（大学・企業等）や国内大学・企業等との連携を企画する イ) 若手研究者単独 ロ) 拠点間連携又は拠点外機関連携による若手研究者チーム
支援期間	11月～3月（H30） <予定>	1年度～2年度
資金（直接経費）	調査研究を構成する 1課題あたり 100万円程度	連携研究テーマを構成する 1課題あたり <b>400万円上限/年（予定）</b> (渡航費等は除く) ※国際連携に係る渡航費等については別途配分
支援件数	40件程度	<b>最低でも10件程度は採択可能</b>
募集スケジュール	募集 10月～ 開始 11月～	募集 1月中旬～2月下旬 <予定> 面接 3月中 <予定> 開始 4月～5月

※若手研究者の対象：若手として 20 代、30 代を中心とした活動を想定していますが、年齢を問わず、次世代を担うプロジェクトメンバーを対象とします。ただし、定年制の教授及び特任教授は対象外とし、定年制の准教授は原則として 39 歳以下（連携研究開始年度 4 月 1 日現在）とします。

※大学等や企業など参加する研究者の所属を問いませんが、COI プログラムとして、企業への研究開発費の配分はありません。

※これまでの若手ファンドについても、引き続き実施します。（12 月中旬募集開始予定）

2018年10月12日 作成

2018年10月18日 一部改訂（黄色ハイライトの箇所）

**COI 若手連携研究ファンド**  
**デジタル分野 調査研究 (FS)**  
**申請要領**

**申請受付期間 : 10月12日(金) ~ 11月21日(水)**

**第1回申請期限 10月31日(水) (調査研究期間 11月1日~3月31日 予定)**

**第2回申請期限 11月21日(水) (調査研究期間 12月3日~3月31日 予定)**

# 目次

I	申請手続きの概要	1
1.	背景	1
(1)	COI 若手連携研究ファンド	1
(2)	COI プログラムにおける若手連携研究ファンドを通じたデジタル分野の推進	1
2.	支援の内容	1
(1)	若手研究者単独又は若手研究チームによる調査活動の支援	1
(2)	JST から支出する委託研究開発費について	2
(3)	平成 29 年度採択課題及び平成 30 年度採択課題の課題代表者の申請について	2
3.	募集の内容	2
(1)	実施予定数	2
(2)	申請の対象	3
(3)	申請の方法	3
(4)	申請書の提出期限	4
(5)	申請に必要な書類（申請書）	4
(6)	提出にあたっての注意事項	4
(7)	申請情報及び個人情報の取り扱い	5
4.	申請内容の確認及びスケジュール	5
(1)	申請内容の確認方法	5
(2)	申請要件	5
(3)	若手デジタル・調査研究（FS） 平成 30 年度スケジュール	6
(4)	調査研究に関する情報の公表について	6
II	申請後のながれ	7
1.	調査研究の実施	7
2.	若手研究者、研究チーム及び連携する COI 拠点の責務等	7
(1)	若手による調査研究の推進	7
(2)	情報共有の推進	7
3.	大学等の責務等	7
(1)	委託研究開発契約の締結	7
(2)	COI プログラム年度計画書への反映	7
(3)	経理管理、実施報告	7
(4)	取得物品の帰属	8
5.	知的財産権の帰属等	8
6.	研究開発の成果等の発表	8
7.	その他	8
III	Q&A	9

## 申請書様式

(若手様式 1) デジタル FS 提案書【調査研究企画】

(若手様式 2) デジタル FS 提案書【特殊用語等の説明】

# I 申請手続きの概要

## 1. 背景

### (1) COI 若手連携研究ファンド

フェーズ1（H25～H27の3年）の進捗を踏まえ、フェーズ2以降では、ビジョン横断的又は拠点横断的な研究開発連携（以下「連携研究」という。）を活性化し、ビジョンの実現を目指したCOI拠点における社会実装に向けた研究開発を加速します。

COI拠点における連携研究の企画・実施に際しては、従来の枠に納まらない斬新で柔軟な発想やこれまでの常識を越える発想、異分野・異業種・他機関との対話等を実行する行動力が求められます。

COI拠点への若手研究者の求心力を喚起することを念頭に、有効な連携研究を発掘し推進するため、若手研究者が研究企画から主体となって研究を行う支援制度として「COI若手連携研究ファンド」（以下「若手ファンド」という。）をCOIプログラム内にて実施しています。

### (2) COIプログラムにおける若手連携研究ファンドを通じたデジタル分野の推進

COI各拠点の「目指すべき将来の姿」（拠点ビジョン）の実現に向け、社会実装に向けた研究開発を加速するうえで、近年発展の著しい「デジタル分野」関連技術との連携、その活用が大変有効であり、政府の掲げる「Society5.0」の実現にも寄与することが期待されます。

そこで、AI/IoT等Society5.0関連分野（デジタル分野）との連携・活用を特に若手研究者の力によって推進するため、若手ファンドの枠組み内において、当該分野に特化した新たな支援メニュー【若手デジタル連携研究】を開始します。

【若手デジタル連携研究】では、当該分野での人材育成や社会実装を加速する上で、海外機関（大学・企業等）や国内民間企業との連携を特に推奨し、海外機関との連携（若手研究者の滞在型派遣等）を優先して支援します。

「デジタル調査研究（FS）」（以下「調査研究」という。）は、【若手デジタル連携研究】への応募に向け、COI各拠点の「目指すべき将来の姿」から導出される出口像とデジタル分野をかけ合わせた連携研究構想を立案するため、海外・国内の大学・研究機関・企業等連携候補の調査や機関連携（海外連携等含む）による具体的な連携研究テーマを企画する調査を実施するものです。

次世代を担うプロジェクトメンバーの積極的な申請を期待します。

## 2. 支援の内容

### (1) 若手研究者単独又は若手研究チームによる調査活動の支援

#### ① 調査研究費

調査研究は、若手研究者単独の申請による単独課題や複数拠点・機関連携の申請による複数課題により構成されます。

調査研究費は、原則として、調査研究を構成する1課題当たり100万円（直接経費）を上限とします。

調査研究費は、主として国内外の連携機関候補とのミーティングに必要な経費や海外渡航に必要な経費をはじめ、各拠点の「目指すべき将来の姿」から導出される出口像と AI、IoT 等 Society5.0 関連分野（デジタル分野）を掛け合わせた連携研究テーマの探索のために必要な経費に支出できます。また、連携研究テーマとして提案を検討する研究の深掘り（データ補完等）に関する経費も、支出可能です。

JST は、若手研究者が所属する各 COI 拠点の受託機関との「委託研究開発契約」に含めて契約を締結し、研究開発費として追加配分します。

## ② 支援期間

1 年度（支援決定日～平成 31 年 3 月 31 日）

第 1 回申請期限（10 月 31 日（水））

→ 調査研究期間 11 月 1 日～3 月 31 日予定

第 2 回申請期限（11 月 21 日（水））

→ 調査研究期間 12 月 3 日～3 月 31 日予定

## ③ 構造化チーム等による支援

調査推進上又は連携先を探索する上で、必要な場合には、構造化チームや JST 等による助言・相談が可能です。

## （2）JST から支出する委託研究開発費について

調査研究費として各拠点の委託研究開発契約に追加する委託研究開発費は、直接経費及び間接経費の総額となります。間接経費については、当該若手が所属する COI 拠点受託機関と同一の比率にて措置します。

実際に追加する委託研究開発費の額は、選定後、審査の結果等に基づき、調整することがあります。

若手ファンドによる直接経費及び間接経費の取り扱いは、COI プログラム事務処理要領に従ってください。

なお、国内の拠点外研究機関と連携する場合には、採択後、当該研究機関は連携する拠点のいずれかに参画する必要があります。

若手デジタルにおいて、海外研究機関と連携する場合、当該海外研究機関へ JST から委託研究開発費を支出することはありません。

## （3）平成 29 年度採択課題及び平成 30 年度採択課題の課題代表者の申請について

若手ファンド平成 29 年度採択課題及び平成 30 年度採択課題の代表者についても、デジタル分野における連携研究に関する調査研究であれば、申請可能です。

ただし、平成 30 年度採択課題の代表者については、当該若手研究者のエフォートの確保に問題が無いことを各拠点にて確認の上、申請してください。

## 3. 募集の内容

### （1）実施予定数

40 件程度を予定しています。

## (2) 申請の対象

### ① 【若手デジタル連携研究】の対象

【若手デジタル連携研究】では、各拠点の「目指すべき将来の姿」から導出される出口像と AI、IoT 等 Society5.0 関連分野（デジタル分野）を掛け合わせた連携研究が対象となります。

### ② デジタル調査研究（FS）の対象

若手研究者単独による調査研究の申請か、2 拠点以上又は拠点外研究機関との連携による調査研究が対象です。

2 拠点以上から申請する場合には、各拠点から少なくとも 1 名を課題代表者とした、課題代表者の連名による申請とします。

国内の拠点外研究機関と提案する場合には、当該研究機関から少なくとも 1 名は課題代表者として申請してください。

### ③ 課題代表者が複数名となる研究チームによる申請の場合には、調査研究全体をとりまとめて代表する「とりまとめ担当」を指定してください。

若手研究者単独による申請については、本人を「とりまとめ担当」とします。

### ④ 課題代表者となる若手研究者の対象

若手として 20 代、30 代を中心とした活動を想定していますが、年齢を問わず、次世代を担うプロジェクトメンバーを対象とします。ただし、定年制の教授及び特任教授は対象外とし、定年制の准教授は原則として 39 歳以下（連携研究開始年度 4 月 1 日現在）とします。

### ⑤ 原則として、複数の調査研究において、課題代表者として申請することは不可とします。ただし、他の調査研究と課題（調査内容）の重複が無く、該当する研究者のエフォートの確保に問題が無いことを各拠点にて確認し、そうした事情の説明を申請書内に記載した上で申請してください。

### ⑥ 大学等や企業など参加する研究者の所属を問いませんが、COI プログラムの制度として、企業への委託研究開発費の配分はありません。

### ⑦ 国内の拠点外研究機関連携による申請については、採択後、当該研究機関は連携する拠点のいずれかに参画する必要があります。

### ⑧ 海外の研究機関と連携する場合において、当該海外研究機関へ JST から委託研究開発費を支出することはありません。

## (3) 申請の方法

「とりまとめ担当」が所属する拠点の研究推進機構から、電子メールにて提出してください。

なお、申請者となる若手は、所属する各 COI 拠点のプロジェクトリーダー（PL）へ事前に確認することが必要です。

当該拠点の PL は、若手の企画立案を支援するとともに、実施の際には当該調査研究の円

滑な推進を、拠点として積極的に支援するよう取り計らってください。

申請書類は、【若手デジタル連携研究】に向けた調査研究企画の内容確認に使用するもので、記載された内容等については「(7) 申請情報及び個人情報の取り扱い」に準じます。申請書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。

#### 【申請書様式の入手方法】

JST からは、各 COI 拠点研究推進機構に提供していますので、研究推進機構へお問い合わせください。また、以下の URL より一式ダウンロードすることができます。

申請要領・申請書様式一式  
<http://www.jst.go.jp/coi/download/file/wakate/h30DFset.zip>

#### 【提出先】

JST イノベーション拠点推進部 COI グループ COI プログラム担当  
電子メールアドレス [coi@jst.go.jp](mailto:coi@jst.go.jp)  
件名：【COI 若手デジタル FS】申請書提出

※ メール送信容量等懸念がある場合には、事前にご連絡ください。

#### (4) 申請書の提出期限

第1回 申請期限 10月31日(水) 13時目処  
第2回 申請期限 11月21日(水) 13時目処

#### (5) 申請に必要な書類(申請書)

以下の申請書を作成してください。各様式の具体的な記載要領は、各様式に青字で注釈・例示をしています。提出時には青字及び様式中の注釈・例示は全て削除してください。

- (計画様式5) 計画変更申請書
- (若手様式1) デジタルFS申請書【調査研究企画】
- (若手様式2) デジタルFS申請書【特殊用語等の説明】

複数拠点の連携による申請においては、計画変更申請書は、それぞれの拠点で作成してください。

#### (6) 提出にあたっての注意事項

- ① 「とりまとめ担当」所属拠点の研究推進機構から提出してください。
- ② 申請書作成にあたっては、様式を踏まえて簡潔かつ要領良く作成してください。

- ③ 申請書には下中央に通し頁番号を付けてください。
- ④ 若手様式 1 及び若手様式 2 は、PDF 形式に変換の上、提出してください。PDF への変換は印刷物をスキャナー等で取り込むのではなく、WORD 等アプリケーションから直接 PDF 形式へ変換処理をしてください。PDF ファイルには印刷制限・コピー制限などのセキュリティ設定を行わないでください。

#### (7) 申請情報及び個人情報の取り扱い

##### ① 申請情報の管理について

申請書等の提出物は申請内容を確認するために利用します。

個々の申請に関する情報（調査研究の名称・概要、個別課題名、課題代表者の氏名・所属機関名・役職、連携する拠点名）については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律 140 号）第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとします。

##### ② 個人情報の管理について

申請に関連して提供された個人情報については、個人情報の保護に関する法律及び関係法令を遵守し、下記各項目の目的にのみ利用します。（ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます。）

- ・申請内容の確認及び調査研究の実施に係る事務連絡等に利用します。
- ・JST が開催する成果報告会、セミナー、シンポジウム等の案内状や、諸事業の募集、事業案内等の連絡に利用します。

## 4. 申請内容の確認及びスケジュール

### (1) 申請内容の確認方法

調査研究（FS）の実施に際して、次の手順により申請内容の確認を行います。

#### ① 形式の確認

提出された申請書について、申請要件を満たしているかについて、JST にて確認を行います。確認の過程において、問い合わせを行う場合があります。

#### ② ビジヨナリーリーダーによる確認

計画変更申請の手続きに準拠し、申請要件を満たしている申請書について、とりまとめ担当が所属する拠点を担当するビジヨナリーリーダーにて、実施の可否を判断します。

※計画変更申請の手続きについては、「CO1 プログラム事務処理要領 第 12 章 計画変更の手続き」をご参照ください。

### (2) 申請要件

調査研究企画について、以下の点が含まれているかの確認を行います。

#### ① 各拠点が目指す将来の姿との関連性

- ・若手が参加する各拠点の「拠点が目指す将来の姿」から導出される出口像と AI、IoT 等 Society5.0 関連分野（デジタル分野）を掛け合わせた連携研究テーマ構想の企画がされているか。

② 目標・アプローチの斬新性と挑戦性

- ・連携研究として目指す最終的な目標の新規性調査及び、他の手法や従来技術と比較した優位性を調査する計画があるか。
- ・連携研究での取組は、拠点が現在取り組む研究開発課題の一部を切り出したものではなく、若手独自の発想による新たな提案となっているか。

③ 連携先の探索

- ・当該分野での人材育成や社会実装を加速する上で、海外機関（大学・企業等）や国内大学・企業等との連携を企画しているか。

**(3) 若手デジタル・調査研究 (FS) 平成 30 年度スケジュール**

- 申請受付期間 : 10月2日（金）～11月21日（水）
- 第1回申請期限 10月31日（水）13時目処、調査研究の開始 11月1日（木）予定
- 第2回申請期限 11月21日（水）13時目処、調査研究の開始 12月3日（木）予定

※申請内容の確認が済次第、調査研究費を配分する大学等の受託機関と委託研究開発変更契約又は委託研究開発契約（新規参画機関の場合）を締結し、調査研究を開始します。

**(4) 調査研究に関する情報の公表について**

実施する調査研究については、調査研究の名称、個別課題名、課題代表者の氏名・所属機関名・役職、連携する拠点名、キーワードを JST が作成する COI プログラム・ホームページやパンフレット等紹介資料にて公表する場合があります。

## II 申請後のながれ

### 1. 調査研究の実施

調査研究に参画する各若手が所属する拠点の支援の下、【若手デジタル連携研究】への応募を見据えて調査研究を実施していただきます。

### 2. 若手研究者、研究チーム及び連携する COI 拠点の責務等

調査研究に参加する研究者は、JST の委託研究開発費が国民の貴重な税金で賄われていることを十分に認識、公正かつ効率的に執行する責務があります。

#### (1) 若手による調査研究の推進

調査研究の課題代表者は、調査研究遂行上のマネジメント、成果の公表等、推進全般についての責任を持つ必要があります。

また、各若手が属する拠点においては、若手が行う調査研究について調査研究環境の確保等の支援を担います。

#### (2) 情報共有の推進

拠点活動と調査研究の相乗効果を最大限引き出すために、拠点内や研究チーム内での有用な知見・進捗状況などの情報共有が重要です。とりまとめ担当を中心に、情報共有の推進に努めてください。

### 3. 大学等の責務等

#### (1) 委託研究開発契約の締結

JST は、研究開発費を追加配分する大学等との「委託研究開発契約」に含めて契約を締結します。

拠点外研究機関連携として、新たに参画する大学等がある場合には、当該大学等と JST において新たに委託研究開発契約を締結します。この場合においては、当該 COI 拠点への参画に関しては、別途、計画変更申請書の提出が必要となります。計画変更申請については、COI プログラム事務処理要領を参照してください。

#### (2) COI プログラム年度計画書への反映

調査研究については、若手が所属する各 COI 拠点の年度計画書へ反映します。

研究開発課題の追加、研究開発資金計画への追加、参加者一覧への追記、調査研究計画の追加等となります。詳細は、別途ご案内しますが、記載例等については、年度計画書（計画様式 3）の若手ファンドに関する記載を参照してください。

#### (3) 経理管理、実施報告

JST と委託研究開発契約を締結した機関は、研究開発費の経理状況を常に把握するとともに、研究開発費の使用にあたっては、公正かつ最小の費用で最大の効果があげられるように経費の効率的使用に努める必要があります。また、研究開発費は、国の予算から支出されているため、会計検査の対象となり実地検査が行われる場合があります。

委託研究開発契約に基づく各種報告書等については、若手が所属する大学等の報告内容に含めて提出してください。

#### (4) 取得物品の帰属

JST が支出する委託研究開発費により大学等が取得した設備等については、大学等に帰属させることが可能です。

なお、これら設備等は、善良な管理者の注意をもって適切に管理する必要があります。COI プログラム事務処理要領のとおりです。

### 5. 知的財産権の帰属等

調査研究により得られた知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権、育成者権、プログラム及びデータベースに係る著作権等権利化された無体財産権）については、産業技術力強化法第 19 条（日本版バイ・ドール制度）を適用し、同条に定められた一定の条件（出願・成果の報告等）の下で、原則発明者の持ち分に応じて当該発明者が所属する機関に帰属させることができます。

知的財産の取り扱いについては、各 COI 拠点の方針に従ってください。

### 6. 研究開発の成果等の発表

若手ファンドにより得られた成果は、知的財産の保護等、各 COI 拠点が定める運営方針にご留意いただいた上で、国内外の学会、展示会、マスコミ等に広く公表するなど、積極的に成果の公開・普及に努めてください。

また、支援期間中及び終了後に、必要に応じて、得られた成果を発表していただく場合があります。

新聞、図書、雑誌論文等によって本プログラムで得られた成果を発表される場合は、JST に事前にご一報いただくとともに、「COI プログラムによる成果」であることを必ず明記していただきますようお願いいたします。

### 7. その他

本申請要領に記載の無い事務手続き等については、COI プログラム事務処理要領に従います。

### III Q&A

Q1. COI 拠点以外の研究者も参加することは可能でしょうか。

A1. COI 拠点へ参画していない研究者と連携することも可能です。

ただし、当該研究者への JST 委託研究開発費の配分が必要となる場合には、当該研究者が所属する研究機関は、連携する拠点のいずれかに参画する必要があります。

Q2. 研究チームに企業からの参加が必要でしょうか。

A2. 調査研究（FS）の申請においては、企業の参画は必須としません。調査研究を進める中で、海外機関（大学・企業等）や国内大学・企業などの連携先を探索してください。

ただし、申請時に企業の若手研究者・技術者の参加を妨げるものではありません。

なお、企業への研究費の配分は行いません。企業から参加する場合は、関係する大学等への出向・派遣等による参加もあわせてご検討ください。

Q3. 調査研究で企画する連携研究テーマは社会実装に直結する提案でなくてはいけませんか。

A3. 連携研究として、直接的に社会実装（事業化や普及）を目指す必要はありません。

ただし、【若手デジタル連携研究】の提案では、デジタル分野の連携研究が各拠点の「目指すべき将来の姿」の実現にどのように貢献するのかを明らかにする必要があります。

Q4. 調査研究として、拠点の「目指すべき将来の姿」から導出される出口像にデジタル分野をかけ合わせた連携研究を企画する若手研究者は、これまで拠点に参加していない研究者で、今回の申請に合わせて参加する場合も対象となるでしょうか。

A4. 今回の申請に合わせて参加する場合も対象となります。

Q5. 調査研究における研究開発の責任者は、若手が所属する拠点のプロジェクトリーダーになるのでしょうか。

A5. 各課題の代表者が調査研究における研究開発の責任者となります。ただし、研究開発費の執行責任者は、各大学等の委託研究開発契約書に記載する「研究開発の担当者」となります。

Q6. 連携に向けた海外調査のために可能な渡航経費の計上は、課題代表者のみが対象でしょうか。

A6. 調査に必要であれば、URA や研究推進機構担当者等の経費も計上が可能です。その場合は、申請後の調査研究に関する年度計画書において参加者として記載されている必要があります。

Q7. 【若手デジタル連携研究】においても、若手研究者単独での応募は可能でしょうか。

A7. 【若手デジタル連携研究】では、海外機関と連携を予定している場合や国内の民間企業との連携を予定している場合においては、若手研究者単独による応募を可能とする予定です。

調査研究では、【若手デジタル連携研究】への応募に向け、連携を予定する海外機関や国内民間企業を特定することが目的の一つです。

なお、【若手デジタル連携研究】については、原則として、初年度中に、調査研究等で特定した連携候補と契約等を締結する必要があります。

調査研究の申請時又は【若手デジタル連携研究】への応募時においては、連携先となる機関と何らかの合意を得ている必要はありません。(Q10 参照)

Q8. 【若手デジタル連携研究】で想定している海外機関連携とはどのようなものでしょうか。  
A8. 若手研究者が積極的に、デジタル分野において先導的な海外の大学・企業等に滞在して研究開発に携わることなどを想定しています。

Q9. 【若手デジタル連携研究】が想定している海外機関連携又は国内企業連携では、連携先機関の若手研究者が、連携研究の参加者として参画する必要がありますでしょうか。  
A9. 海外機関連携又は国内企業連携において、連携先機関の若手研究者の参加は必要ではありません。COI 拠点の若手研究者が、海外機関又は国内企業において、研究開発に携わってください。ただし、連携先機関の若手研究者等の参加を妨げるものではありません。

Q10. 【若手デジタル連携研究】に向けて、調査研究において、海外機関又は国内企業等と共同研究契約や研究者の受入等の調整を済ませる必要があるのでしょうか。

A10. 調査研究において、海外機関又は国内企業と連携に向けて契約等の調整が済んでいる必要はありません。調査研究では、連携候補となる海外機関又は国内企業等を特定してください。その調査結果に基づき、【若手デジタル連携研究】へ応募されることを想定しています。  
【若手デジタル連携研究】では、原則として、初年度中に、海外機関又は国内企業等の連携候補と調整し契約等を行う必要があります。海外機関等との調整に関する渡航費等の経費の支出が可能です。